

野田市行事の共催及び後援に関する
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木有

野田市規則第59号

野田市行事の共催及び後援に関する規則の一部を改正する規則

野田市行事の共催及び後援に関する規則（平成15年野田市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「団体」を「法人その他の団体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。